

秋田県・市町村協働政策会議総会次第

日時 平成26年10月30日（木）午後2時～

場所 秋田キャッスルホテル4階「放光の間」

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

（1）県提案について

- ① 東日本大震災等による県内避難者に対する定住支援について 【資料1】
- ② 道路施設点検業務の「包括発注」について 【資料2】

（2）県からの説明・報告事項

- ① 米価下落に伴う農業経営緊急対策について 【資料3】
- ② 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の改正について 【資料4】
- ③ 県警察の重点取組事項に関する要望について 【資料5】
- ④ 情報集約配信基盤「情報の架け橋」について

（3）その他

4 意見交換（フリーディスカッション）

- ・人口問題対策について 【資料6-1、6-2】

5 閉 会

秋田県・市町村協働政策会議の県提案事項について

平成26年10月30日
企画振興部

項 目 名	東日本大震災等による県内避難者に対する定住支援について
提 案 要 旨	東日本大震災等から3年7ヵ月が経過し、避難者の中には本県への定住を考えている人が多くなっている。 避難者の定住を支援するため、県と市町村が、公営住宅入居時の優先的な取扱いや移住・定住支援策の対象要件の緩和等に配慮するなど、協働で取り組む。
理 由 (背景等)	○ 平成26年5月に行った県内避難者アンケート調査結果では、「秋田県に定住したい・定住を決めている」と答えた世帯は49世帯であり、回答世帯の28.8%を占め、昨年度と比べて7.4ポイント増加している。 ○ 49世帯に定住する際の住居を聞いたところ、20世帯(40.8%)が公営住宅への入居を希望している。 (公営住宅) ○ 「子ども・被災者支援法」に基づき定められた生活支援等施策の推進に関する基本的な方針には、「支援対象地域に居住していた避難者について、新規の避難者を含め、公営住宅への入居の円滑化を支援」する旨が位置付けられ、国土交通省からは地域の実情を十分勘案の上、公営住宅への入居に際し、優先的な取扱いをする等特段の配慮を求められている。 ○ 県では、こうした要請等を踏まえ、平成26年12月入居分から避難者に対する公開抽選における倍率優遇や、収入要件及び住宅困窮要件の緩和等を行うことにした。 ○ 各市町村でも、地域の実情を十分勘案の上、優先的な取扱いや連帯保証人の要件緩和等特段の配慮をお願いする。 (定住支援) ○ また、各市町村が実施している移住・定住支援策について、避難者も対象となるよう要件を緩和する等、特段の配慮をお願いする。

秋田県・市町村協働政策会議の県提案事項について

平成26年10月30日
建設部

項 目 名	道路施設点検業務の「包括発注」について
提 案 要 旨	道路インフラの老朽化対策が社会的な課題となり、法令により、すべての道路管理者に5年ごとの定期点検が義務づけられたが、県内の多くの市町村では技術的ノウハウや技術職員不足が課題となっている。 このため、「市町村橋梁等長寿命化連絡協議会」において、今年度から、道路施設点検業務を集約して業者に発注する「包括発注」を実施しているが、効果的な老朽化対策を行うため、今後の市町村における積極的な活用を提案する。
理 由 (背景等)	1 市町村橋梁等長寿命化連絡協議会と包括発注 当該協議会は、昨年6月に、橋梁をはじめとする道路施設等の老朽化対策を円滑に推進することを目的に設立した組織（県が設立支援）であり、一般財団法人秋田県建設・工業技術センターが事務局を担っている。 本年5月に国が中心となって設立した「秋田県道路メンテナンス会議」（全国各県に設置）において、道路施設のメンテナンスサイクルを構築する仕組みとして、この協議会が「包括発注」業務を実施していくことが位置づけられている。 [会員等] 県内25市町村、秋田県（アドバイザー） 一般財団法人秋田県建設・工業技術センター（事務局） NPO法人秋田道路維持支援センター など [メンテナンスサイクル] 点検 → 診断 → 措置 → 記録 2 包括発注のメリット ・市町村担当職員の発注・監督等の業務負担の低減 ・建設・工業技術センターの専門知識等を活かした的確なマネジメントによる点検業務成果の品質確保 ・点検結果のデータベース化による信頼性の高いデータ管理 等 3 今年度の実施状況 H26.9月上旬 25市町村すべてと「基本協定」締結 9月中旬 「包括契約」希望の4市町村*と受託契約を締結 9月下旬～ 点検業者への発注、点検実施、報告書作成 H27.3月中旬 点検完了（市町村への納品、データ登録） ※ 今年度は、年度途中からの実施であったが、来年度は、年度当初から「包括発注」業務の本格実施を行う。

米価下落に伴う農業経営緊急対策について

平成26年10月30日
農 林 水 産 部

今般の米の概算金の大幅な下落は、資金繰りなど経営への影響はもとより、農業者の生産意欲の減退にもつながりかねないものと危惧している。

このため、当面必要とする営農資金の融通や次年度の営農に向けたフォローアップなど、農業経営の維持・安定を図るため緊急に必要な対策を講じる。

1 営農相談・指導の実施

地域ごとに相談窓口を設置し、農業者の生産意欲を喚起しながら、資金繰りへの対応や作物変更に伴う技術対策など、きめ細かな営農相談・経営指導を行う。

- ・内 容 地域振興局ごとに相談窓口を設置(各種支援策や生産技術・経営指導)

2 稲作経営安定緊急対策資金の創設

概算金の大幅な下落に伴い、減収が見込まれる農業者等を対象に、新たに無利子の融資制度を県独自に創設し、緊急的に必要な資金需要に対応する。

- ・対 象 者 米の生産調整参加者
- ・貸 付 額 米価下落による減収見込額（個人 500 万円、法人 2,000 万円が限度）
- ・貸付条件 無利子(県と融資機関等で利子負担)、償還期間は3年以内
- ・融 資 枠 40 億円
- ・融資機関 農業協同組合、銀行等

3 農業経営緊急フォローアップの実施

米価下落に対応して、収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）への加入促進や、飼料用米や大豆、野菜・花き等への生産誘導など、次年度の営農に向けて、市町村・農業団体等と一体となって農業者等へのフォローアップを行う。

- ・事業内容 農業者等への指導巡回や説明会の開催等
 - ①ナラシ対策への加入促進、認定農業者の掘り起こし
 - ②飼料用米への生産誘導
 - ③野菜等の複合作目への転換加速
- ・実施主体 県、地域農業再生協議会

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する 法律の改正について（平成26年10月14日閣議決定）

平成26年10月30日
建設部

●県及び市町村に係る主な改正点

1 都道府県に対する新たな規定

（1）基礎調査結果の公表

基礎調査の結果とは、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を示す情報であり、これまでは、法指定の段階で開示される情報であったが、法指定がなくても公表することが義務づけられた。

県としては、法改正の規定を受け基礎調査結果を公表することになるが、公表の方法については、法改正の内容等を踏まえ検討することとしている。

（2）土砂災害警戒情報の提供

これまで、土砂災害の避難勧告の判断指標として、土砂災害の警戒情報及び警戒判定メッシュ情報を市町村に提供してきたが、新たに、「危険降雨量」を設定し、これに達した場合に土砂災害警戒情報を通知することが土砂法で明確に規定された。

現時点では、「危険降雨量」等の詳細な情報がなく、具体的作業が出来ない状況にあるが、気象庁の役割を含め、今後の基本指針で示されると考えている。

2 市町村に対する新たな規定

（1）警戒区域における警戒避難体制の充実・強化等

警戒区域の指定に伴う市町村地域防災計画に定める具体的な事項が規定された。

【規定された事項】

- ・情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項
- ・避難場所及び避難経路に関する事項
- ・土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項
- ・防災上の配慮を要する者が利用する施設の名称及び所在地に関する事項
- ・救助に関する事項

●土砂災害警戒区域等の指定について

広島県での大規模な土砂災害の発生や、この土砂法の改正等を踏まえ、県として、基礎調査における住民対応方法、土砂災害警戒区域等の指定までの行政対応等について、土砂法改正の規定に基づき見直しを行うこととしている。

市町村とも連携して警戒区域の指定を加速していきたいと考えているので、協力をお願いします。

●土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案

平成26年8月豪雨により広島市北部で発生した土砂災害等を踏まえ、土砂災害から国民の生命及び身体を保護するため、都道府県に対する基礎調査の結果の公表の義務付け、都道府県知事に対する土砂災害警戒情報の市町村長への通知及び一般への周知の義務付け、土砂災害警戒区域の指定があった場合の市町村地域防災計画への記載事項の追加等の措置を講ずる。

背景

- 土砂災害警戒区域等の指定だけでなく基礎調査すら完了していない地域が多く存在し、住民に土砂災害の危険性が十分に伝わっていない。
- 土砂災害警戒情報が、直接的な避難勧告等の基準にほとんどなっていない。
- 避難場所や避難経路が危険な区域内に存在するなど、土砂災害からの避難体制が不十分な場合がある。

改正案の概要

土砂災害の危険性のある区域の明示

基礎調査の結果の公表

- 住民に土砂災害の危険性を認識してもらうとともに、土砂災害警戒区域等の指定を促進させるため、都道府県に対し、基礎調査の結果について公表することを義務付ける。

基礎調査が適切に行われていない場合の是正要求

- 国土交通大臣は、基礎調査が適正に行われていない場合、都道府県に対し是正の要求を行うものとする。（国は、都道府県から基礎調査の報告を受け、進捗状況を把握し公表「法に基づく基本指針で明記」）

円滑な避難勧告等の発令に資する情報の提供

土砂災害警戒情報の市町村への通知及び一般への周知

- 避難勧告等の発令に資するため、
 - ①土砂災害警戒情報について、新たに法律上に明記するとともに、
 - ②都道府県知事に対し、土砂災害警戒情報について関係市町村の長に通知すること、
 - ③都道府県知事に対し、土砂災害警戒情報について一般に周知すること、を義務付ける。

避難勧告等の円滑な解除

- 市町村が避難勧告等の解除のための助言を求めた場合、国土交通大臣及び都道府県知事が必要な助言を行うことを義務付ける。

避難体制の充実・強化

市町村地域防災計画への避難場所、避難経路等の明示

- 市町村地域防災計画において、土砂災害警戒区域について、避難場所及び避難経路に関する事項、避難訓練の実施に関する事項等を定めることにより、安全な避難場所の確保等、避難体制の充実・強化を図る。
- 市町村地域防災計画において、土砂災害警戒区域内の社会福祉施設、学校、医療施設等に対する土砂災害警戒情報の伝達等について定めることとする。

国による援助

国土交通大臣による助言、情報の提供等の援助に係る努力義務

- 国土交通大臣は、都道府県及び市町村による土砂災害防止対策の推進に資するため、必要な助言、情報の提供その他の援助を行うよう努めなければならないこととする。

県警察の重点取組事項に関する要望について

平成26年10月30日
秋 田 県 警 察 本 部

要 望 要 旨	県内における刑法犯認知件数は、12年連続で減少しており数値的には良好な状況にあるが、子供・女性に対する声掛け事案やストーカー・DV事案の取扱い及び特殊詐欺による被害が増加し、県民生活の脅威となっているほか、交通事故死者に占める高齢者の割合が8割と深刻な状況にあることから、各事案に対する対策を効果的に推進するため、各市町村に更なる協力と連携を要望する。
要 望 内 容	1 防犯カメラの設置促進について (1) 現状 昨今、都市部に限らず地方でも、子供や女性を対象とした誘拐等の事件や、ストーカー・DV事案に伴う殺人事件等凶悪事件が時間や場所を選ばずに発生している。 (2) 要望事項 事件発生時の早期検挙のみならず、犯罪の未然防止に効果的な防犯カメラの通学路等への設置。 2 ストーカー・DV事案の被害防止について (1) 現状 ストーカー・DV事案ともに昨年、一昨年と2年連続して過去最多の取扱いとなった。本年は昨年比減少なるも高止まりの状態である。また、凶悪事件を未然防止するためには、被害者等の迅速な避難措置が効果的であるが、県内はシェルター不足の現状である。 (2) 要望事項 公営住宅の空き室の一時的なシェルターとしての運用。 3 特殊詐欺の被害防止について (1) 現状 昨年の特殊詐欺被害件数は、平成21年以降最多で、被害額が過去最高となった。本年も被害が増加傾向にあり深刻な状況であり、警察では、高齢者方を訪問しての被害防止対策や検挙活動を強化している。 (2) 要望事項 自治体にあっても、主体性を持った広報啓発活動を行うなど、更なる被害防止対策の推進。 4 高齢者の交通事故防止について (1) 現状 本年9月末現在、交通事故死者数の8割を高齢者が占めており、「高齢者の交通事故防止」を喫緊の課題として取り組んでいる。 対策の一つとして、高齢運転者の運転免許自主返納制度を推進しているが、免許返納後の高齢者の交通利便性確保が問題である。 (2) 要望事項 約7割の自治体が運用しているデマンドタクシーの路線拡大等による利便性の向上と全自治体での運用。

人口問題対策プロジェクトチーム等について

平成26年10月30日
企画振興部

1 設置目的

秋田県の基本問題である人口減少について、その抑制を図るとともに、人口減少を踏まえた地域社会の維持・活性化に向けて、全庁一体となった総合的な取組を推進するため、平成26年5月7日付けで、知事を議長とする「人口問題対策連絡会議」と庁内若手中堅職員15名からなる「人口問題対策プロジェクトチーム」を設置した。

※プロジェクトチームの中に2つのワーキンググループを置き、具体的な分析・研究を進めているところ。

- ・人口・産業構造研究チーム：人口減少要因、2040年の人口・経済構造の変化の分析・検証
- ・地域・社会のあり方研究チーム：2040年の社会構造の変化の分析・検証

2 取組内容

(1) 中長期的な視点での調査研究、施策の方向性のとりまとめ

- 本県の人口減少要因を分析するとともに、人口推計等をもとに2040年の具体的な姿をシミュレーションし、課題や影響を整理する。
 - ・産業構造の変化と人口減少の関係
 - ・人口70万人社会の人口・経済・社会構造等
- シミュレーションをもとに、「秋田の人口問題レポート(仮称)」を作成し、各分野における施策の方向性を提示する。
 - ・福祉、教育、子育て、地域コミュニティ、公共インフラ等

(2) 現行の人口問題対策の進行管理

- 「第2期ふるさと秋田元気創造プラン」における人口問題対策関連施策・事業の状況を検証し、課題を分析する。
- 検証・分析を踏まえ、次年度に向けた施策・事業をとりまとめた「秋田の人口問題対策2015(仮称)」を作成する。

3 開催実績と今後のスケジュール

「秋田の人口問題レポート(仮称)」及び「秋田の人口問題対策2015(仮称)」の作成に向けて、随時ワーキンググループで調査や分析等を行い、その結果をプロジェクトチームでとりまとめ、連絡会議に報告する。

- ・5月7日：第1回連絡会議
- ・8月25日：第2回連絡会議
- ・11月以降、年度内に連絡会議を2回開催予定

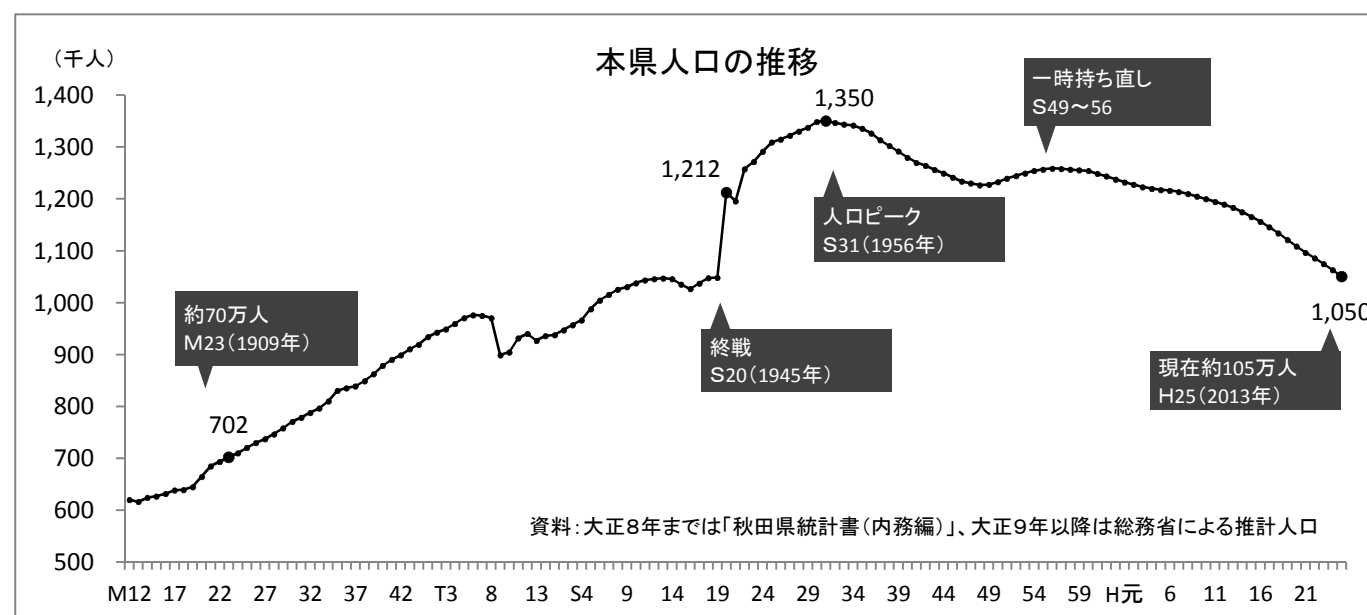
本県における人口減少の要因について（中間報告）

平成26年8月25日 人口問題対策プロジェクトチーム

1 本県の現状

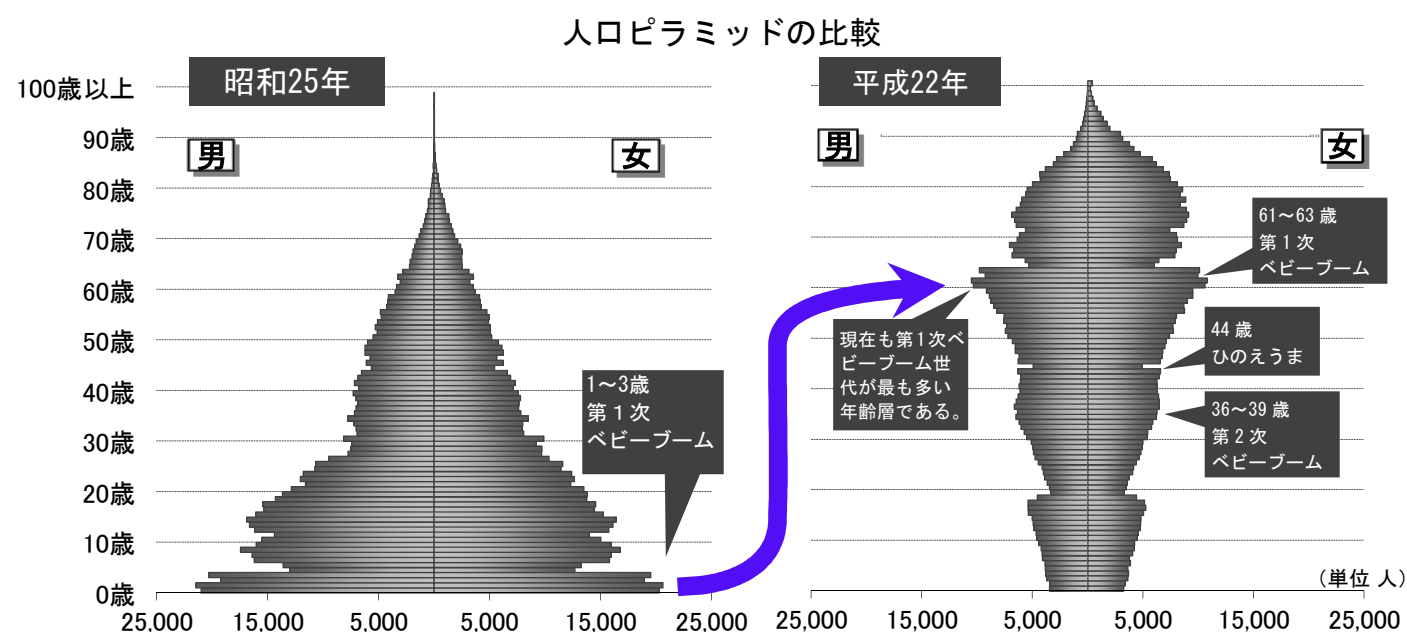
（1）人口の推移

- ・明治以降、本県の人口は、ほぼ一貫して増加を続けてきたが、昭和31年の135万人をピークに減少に転じ、昭和49年から昭和56年まで一時持ち直したものの、再び減少し始め、平成25年には105万人となった。
- ・平成17年以降、年間の人口減少数が1万人以上となり、平成18年には人口減少率が1%を超え、平成25年には1.18%となるなど、全国最大のペースで人口減少が進んでいる。



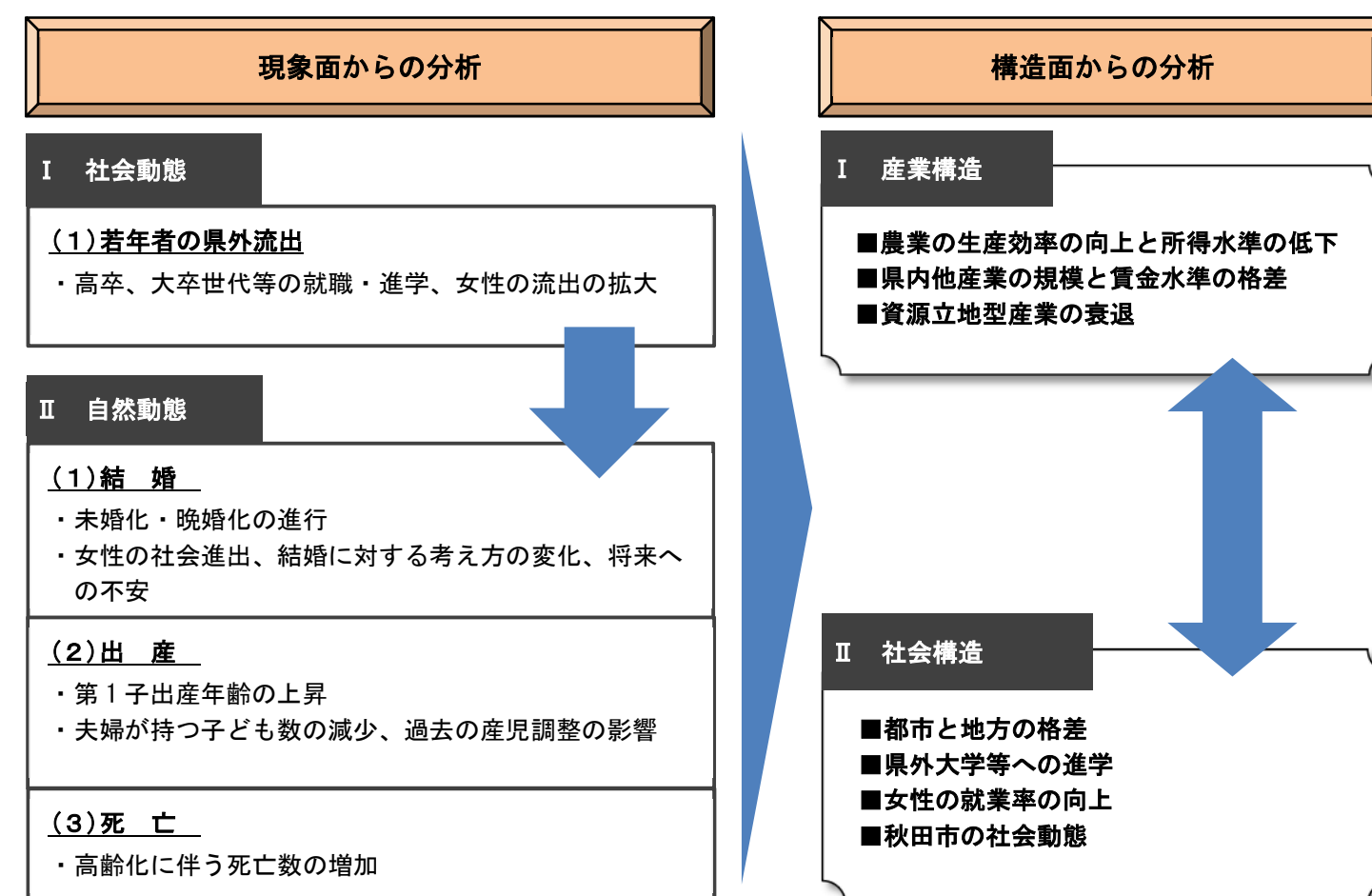
（2）人口構成の変化

- ・本県の人口の年齢構成を、「人口ピラミッド」の変化でみると、「第1次ベビーブーム（昭和22～24年）」期直後の昭和25年は、三角形のピラミッド型に近い形になっている。その後は出生数がほぼ一貫して減少していることから、年齢別人口でピークとなっている「第1次ベビーブーム」世代が、年月の経過とともにピラミッドの下から上に、低年齢層から高年齢層に移動しながら「人口ピラミッド」を形づくっている。



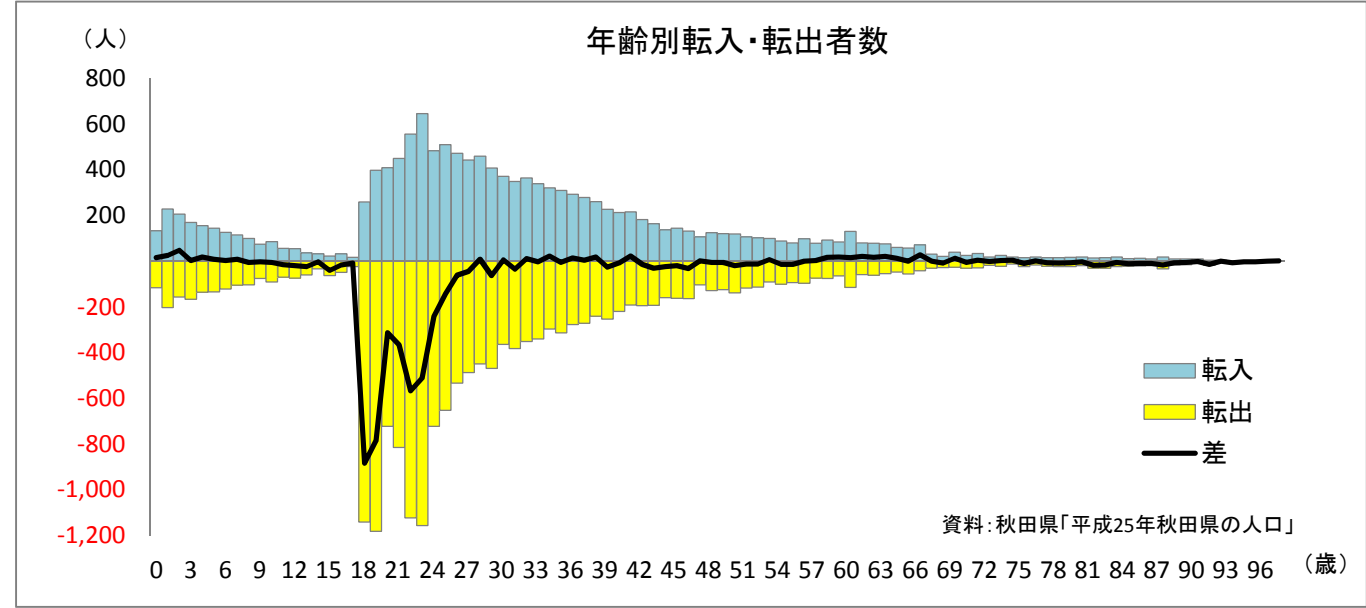
2 人口減少要因の分析

- ・人口減少の要因については、「社会動態」と「自然動態」といった【現象面】に加え、本県の歴史的な経緯等を踏まえ、「産業構造」、「社会構造」といった【構造面】からも複層的に分析した。
- ・「社会動態」については、昭和30年代以降の高度成長期を中心に中卒・高卒者等の若い世代が、就職や進学により流出したことが社会減をもたらし、これに、全国的な傾向である未婚化、晩婚化、晩産化が加わり、婚姻数や出生数の大幅な減少につながった。
- ・【構造面】から分析すると、グローバル化という大きな流れの中、稲作中心の本県農業の変化や、林業・鉱業等、資源立地型産業の衰退のほか、新規学卒者の受け皿となるべき地域産業の規模が小さく、首都圏との賃金格差等により、十分な雇用吸収力を持っていなかったことが要因となり、多くの若者の県外流出につながったと考えられる。

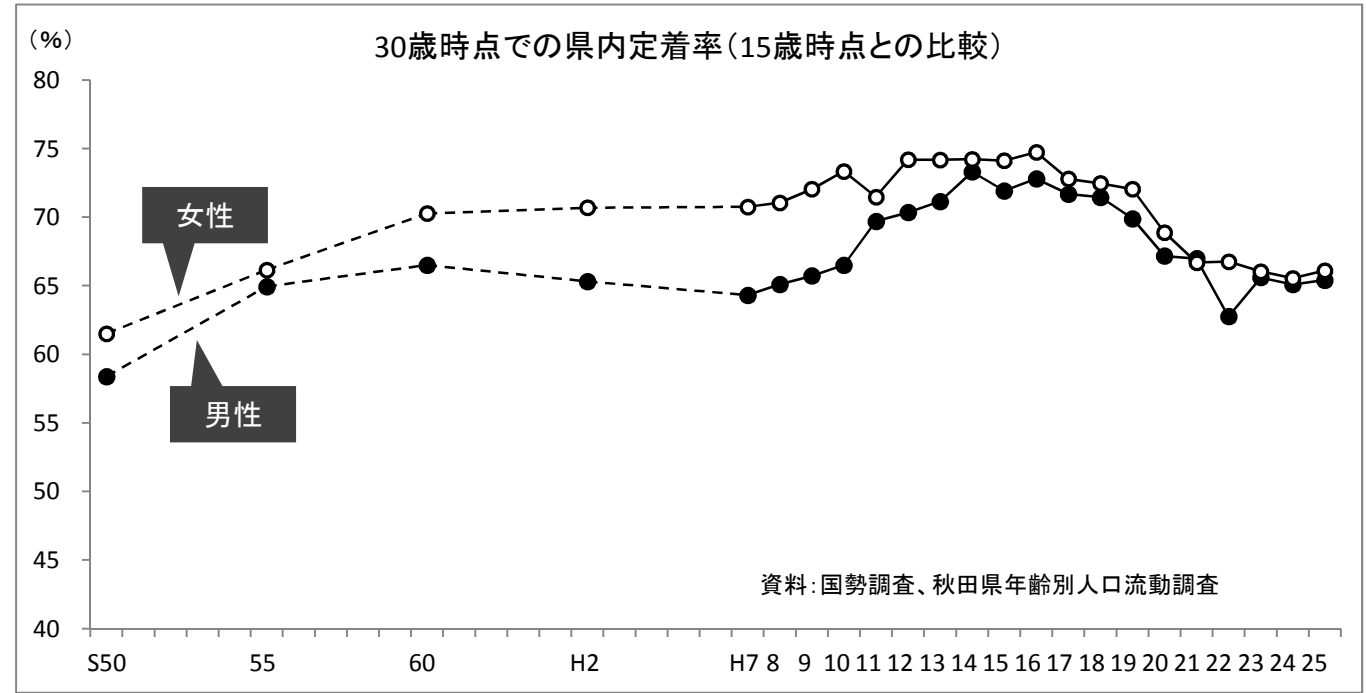


3 社会動態

- ・本県の平成25年における年齢別の人口流動の状況をみると、18歳から23歳までの年齢層の転出超過が突出している。特に18歳及び19歳は高校卒業後の就職・進学、その後20歳から23歳までは短大、大学、専門学校の卒業等による転出が主たる要因であると考えられる。また、23歳をピークとする転入は、県外の大学等の卒業生が秋田に戻ってきたものと想定される。その後の転入・転出は、いずれも年齢が上昇するに従い減少し、転入者と転出者の数はほぼ均衡している。

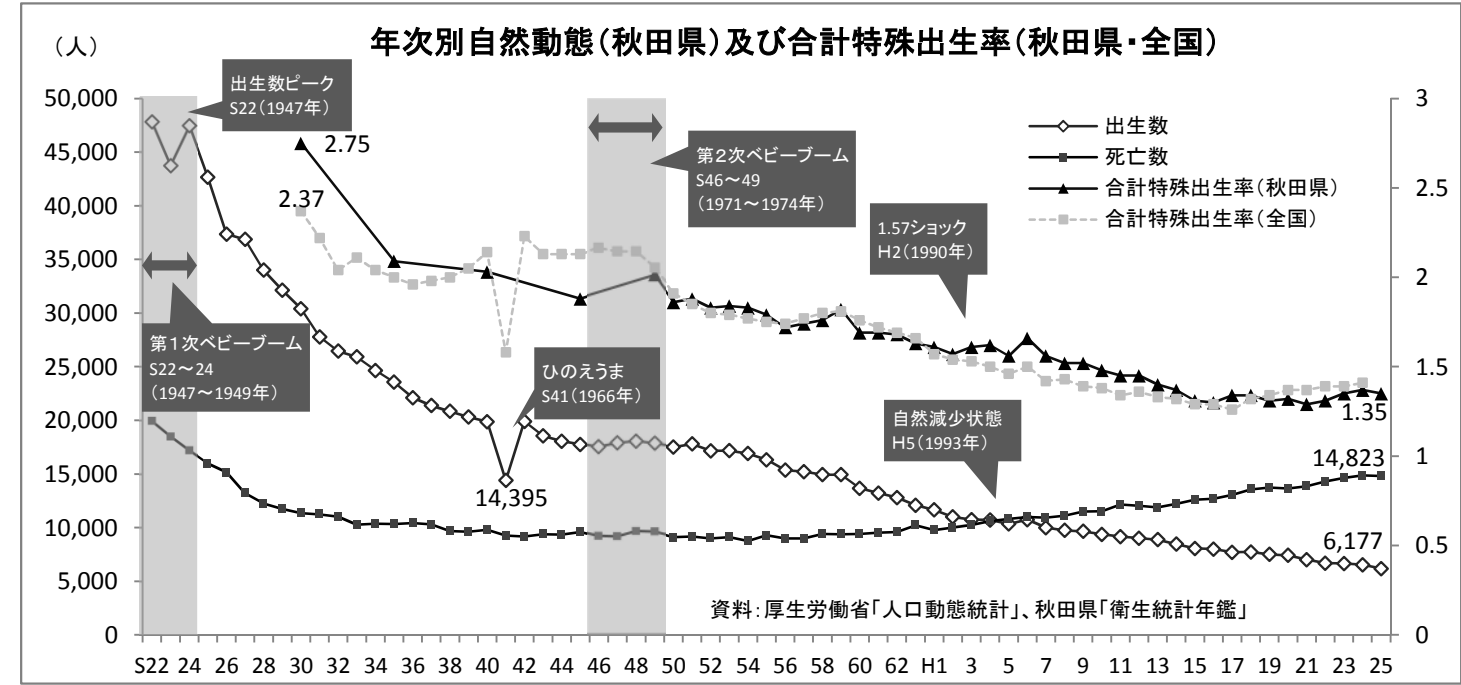


- ・昭和50年から、年次ごとの30歳の人数を、その15年前の15歳の人数と比較した割合（県内定着率）を男女別にみると、男女とも55～75%の間で増減しており、女性は昭和から平成10年頃までは男性に比べて県内への定着率が高かったものの、その後は差が縮小し、男女全体としては漸減傾向にある。

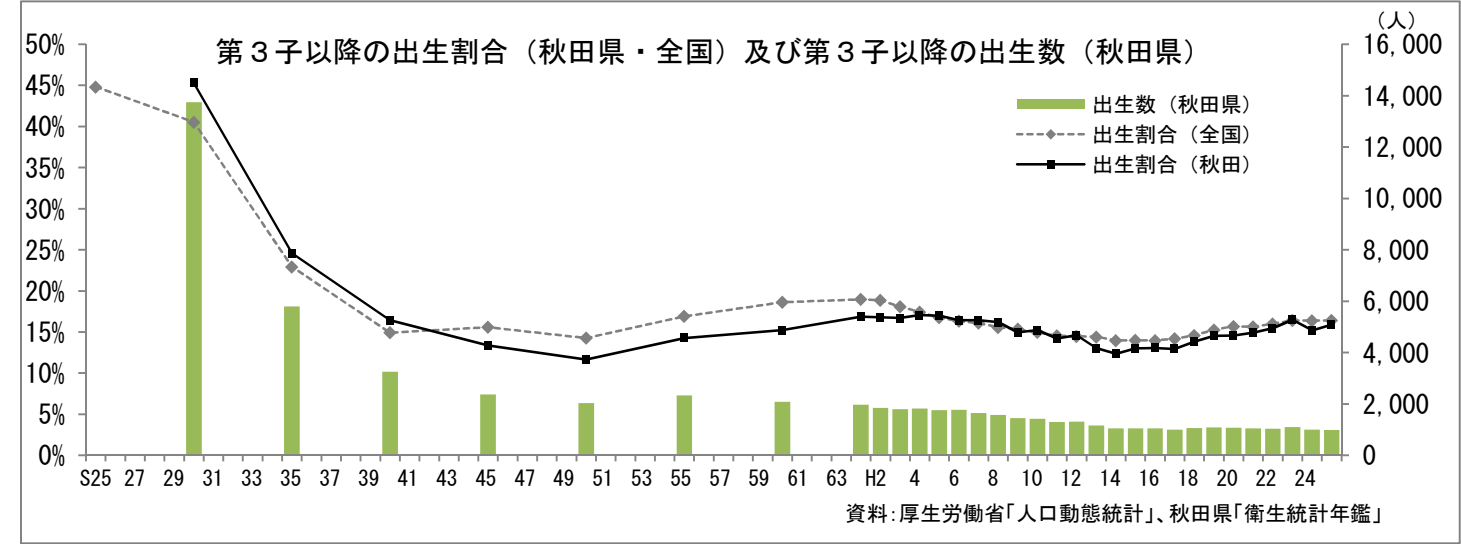


4 自然動態

- ・本県の出生数は、戦後の「第1次ベビーブーム（昭和22～24年）」期の約4万8千人をピークに減少が続き、平成5年には初めて死亡数が出生数を上回る「自然減」状態となり、現在は出生数が6,177人にまで減少（平成25年概数）し、この結果、平成25年の「自然減」は8,646人（概数）で、自然増減率は全国で最も低くなっている。
- ・合計特殊出生率についてみると、昭和30年には本県2.75、全国2.37と全国よりも高い水準であったが、本県は昭和40年代に2.0を下回り、多少の上下を繰り返しながら低下を続け、ここ10年ほどは1.3台で推移しており、平成25年は1.35（概数、全国38位）となっている。
- ・また、全国的な状況を見ると、「第2次ベビーブーム（昭和46～49年）」期に上昇し、その後は低下を続け、平成17年に1.26で最も低くなってからは、緩やかな上昇傾向となり、平成25年では1.43（概数）となっている。

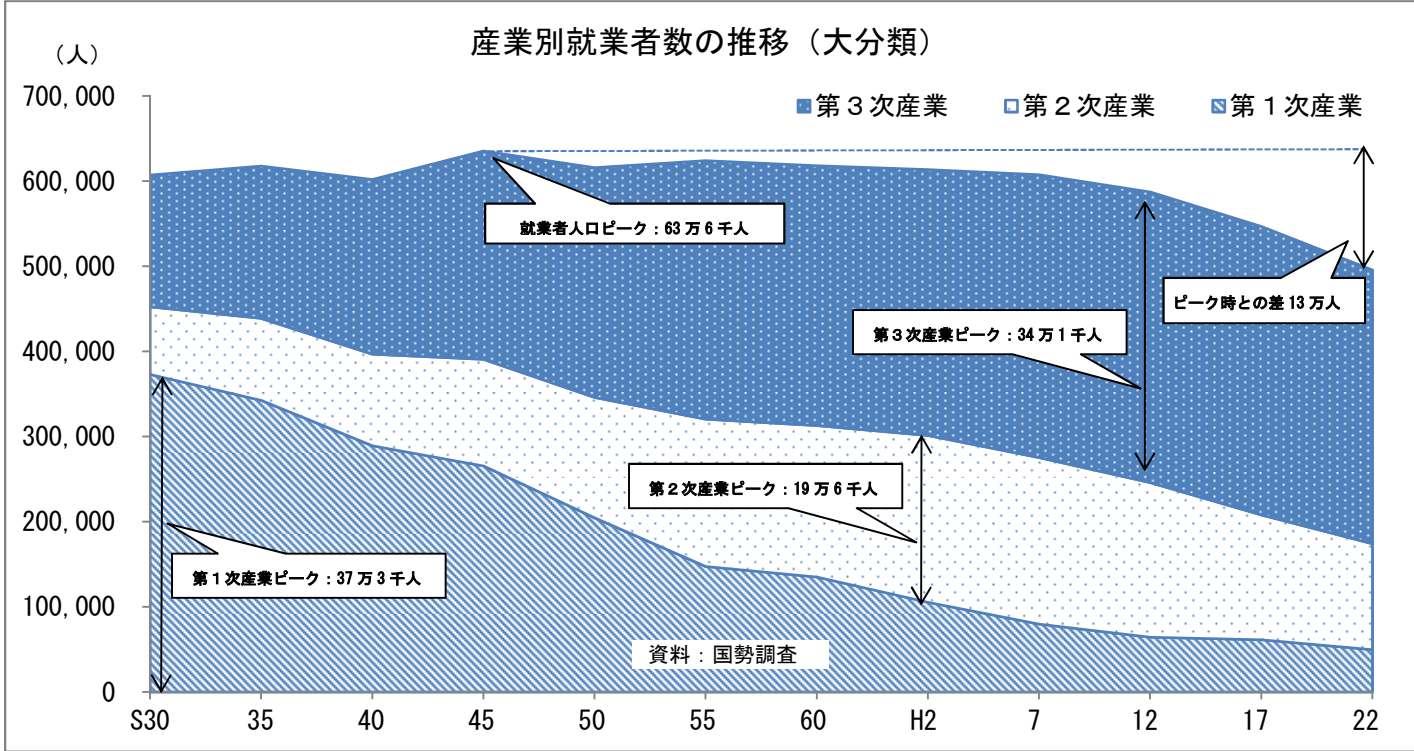


- ・昭和30年から50年にかけて急激に減少した第3子以降の子どもの数、その後も減少傾向を示しており、その出生割合をみても低位であることなどの要因により、本県の合計特殊出生率が伸び悩んでいると考えられる。



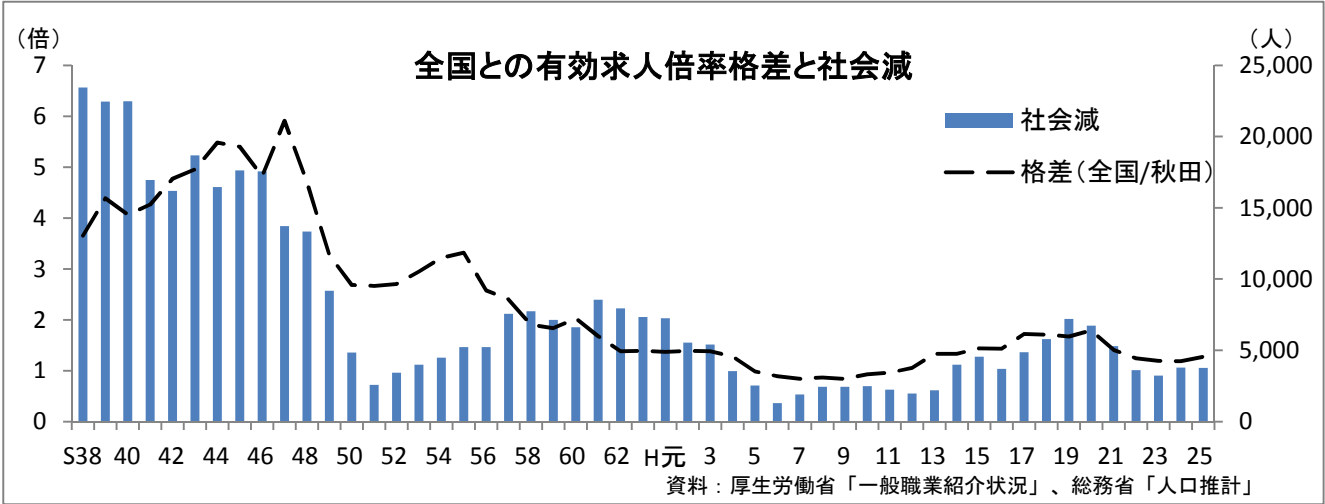
5 産業構造

- ・本県経済は稲作を中心とした農業によって支えられてきたが、機械化や減反政策、米価の低迷による所得の伸び悩みなどによって、農業所得が低下するとともに、多くの余剰労働力を抱えることとなった。また、林業や鉱業についても、輸入自由化や変動相場制移行後の円高の進行などにより、原木価格の低迷による採算の悪化や鉱山の閉山が相次ぎ、時代の変遷とともに、雇用の吸収力を失っていった。
- ・県人口全体が減少する中で、本県の就業者数は、昭和30年以降60万人を維持し、第1次ベビーブーム期に生まれた子どもが大学を卒業し就職期を迎えた昭和45年の63万6千人がピークとなった。その後、女性や高齢者の就業などによって、平成7年頃までは概ね60万人を維持することができたが、その後は、生産年齢人口の動きにあわせ、平成12年に60万人を割り込んでからは減少を続け、平成22年には50万3千人となっている。
- ・昭和30年に全就業者の半数以上を占めていた農業就業者数は、昭和30年から平成7年までの40年間に、28万人減少した一方で、建設業では5万人、製造業では8万人、卸・小売業では6万人、サービス業では9万人の就業者の増加があり、本県の産業構造は、第1次産業から第2次、3次産業にシフトしてきた。
- ・この間、農業の減少分を他の4業種が引き受けるという一定の受け皿としての役割を果たしていたが、平成7年以降これらの業種も減少に転じており、平成22年までに建設業で3万人、製造業で4万人、卸・小売業で4万人が減少するなど、本県の就業者数は大幅に減少している。
- ・本県の製造業においては、電子部品・デバイスへの一極集中が進み、製造品出荷額等全体の約半分を占めるようになり、特定の業種に過度に依存したことが、その後の歴史的な円高やリーマンショック等、経済のグローバル化の波に大きく翻弄される要因になったものと考えられる。
- ・昭和30年以降、本県の社会減の累積は60万人を超えるが、県内産業はこのうちの多くを占める新規学卒者を十分に雇用することができず、若者の県外流出につながったと考えられる。



6 社会構造

- ・本県の有効求人倍率は昭和60年頃まで0.2～0.4前後と、全国平均と比較すると低い水準で推移し、特に首都圏との格差は非常に大きかった。昭和62年～平成12年にかけて、本県と全国との有効求人倍率の差が縮小し、一時全国を上回るなどしたことから、20～34歳の若者世代の本県への就職等が増加し、一時的に社会減が縮小した。その後は、全国との格差が再び広がり、本県の社会減は拡大する傾向にある。
- ・こうした有効求人倍率に代表される首都圏等との雇用条件の格差は、新規学卒者にとって、県外企業を選択する有力な要因になっていると考えられる。



- ・その他、本県の人口減少に影響を与えている要因として、進学率の向上により、県外大学等への進学者が増えたこと、女性の社会進出に伴い、希望する職場を求めて県外にも目が向くようになったこと、県都秋田市は人口や経済・産業活動の中心地であるが、転出入状況からは人口流出のダムとしての機能を十分果たせていないこと、などが考えられる。

7 まとめ

- ・本県の県外転出の大部分は就職・進学に伴うものであり、18歳以降に転出が続き、30歳前後で安定する傾向にある。
- ・転出者の割合は昭和50年以降、3割から4割程度であり、それほど大きな変化はないが、最近では女性の転出の増加とともに上昇傾向にある。県内に定着した若年層は、その後結婚、出産することになるが、その数は、生まれた時に比べ、既に6～7割程度に減っている。
- ・本県の合計特殊出生率は必ずしも高くはなく、最近では全国平均を下回っており、こうした出生率と若年層の県外流出が相まって全国一の人口減少率をもたらしているものと考えられる。
- ・このように、長年にわたり続いてきた県外への人口流出が本県の人口減少に大きな影響を与えていることは明らかであるが、一方で、県外へ流出した人口が我が国の高度経済成長を支えてきたのも事実である。
- ・人口1億人維持を目標として、デフレからの脱却と地方創生を図ろうとしている国においては、今こそ東京一極集中への流れを変え、地方へ人口を還流させる抜本的な対策を講ずるべきであり、それと合わせ、本県をはじめとした地方においても自らの努力によって人口減少対策に取り組んでいかなければならない。